

議案第 17 号

米原市事務分掌条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
米原市事務分掌条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 8 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

米原市事務分掌条例の一部を改正する条例（令和 2 年米原市条例第 54 号）の施行期日を改正し、同条例による本市の行政組織機構の改編を令和 3 年 4 月 1 日からとするため、この案を提出するものである。

米原市事務分掌条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

米原市事務分掌条例の一部を改正する条例（令和2年米原市条例第54号）の一部を次のように改正する。

付則中「令和3年5月6日」を「令和3年4月1日」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（米原市事務分掌条例の一部改正）

- 2 米原市事務分掌条例（平成17年米原市条例第18号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の1項を加える。

（読替規定）

- 2 令和3年4月1日から令和3年5月5日までの間、支所および市民自治センターに関する第1条第3号コの規定の適用については、同号コ中「米原市役所支所および出張所設置条例（平成17年米原市条例第199号）に規定する支所および」とあるのは「米原市市民自治センター設置条例（平成17年米原市条例第199号）に規定する」とする。

米原市事務分掌条例の一部を改正する条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>付 則 この条例は、<u>令和3年4月1日</u>から施行する。</p>	<p>付 則 この条例は、<u>令和3年5月6日</u>から施行する。</p>	<p>・ 条例の施行期日を変更することに伴う改正</p>

米原市事務分掌条例新旧対照表（改正理由）（付則第2項関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>（事務分掌） 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により設ける組織および分掌する事務は、次のとおりとする。 （1）・（2） 略 （3） 市民部 ア～ケ 略 コ 米原市役所支所および出張所設置条例(平成17年米原市条例第199号)に規定する支所および市民自治センターに関すること。 （4）・（5） 略</p> <p>付 則 <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、平成17年2月14日から施行する。 <u>（読替規定）</u> 2 <u>令和3年4月1日から令和3年5月5日までの間、支所および市民自治センターに関する第1条第3号コの規定の適</u></p>	<p>（事務分掌） 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により設ける組織および分掌する事務は、次のとおりとする。 （1）・（2） 略 （3） 市民部 ア～ケ 略 コ 米原市役所支所および出張所設置条例(平成17年米原市条例第199号)に規定する支所および市民自治センターに関すること。 （4）・（5） 略</p> <p>付 則 この条例は、平成17年2月14日から施行する。</p>	<p>・ 付則を付則第1項とし、見出しを加えることに伴う改正 ・ 改正後の米原市役所支所および出張所設置条例が令和3年5月6日に施行されるまでの間、支所および市民自</p>

用については、同号コ中「米原市役所支所および出張所設置
条例（平成 17 年米原市条例第 199 号）に規定する支所およ
び」とあるのは「米原市市民自治センター設置条例（平成 17
年米原市条例第 199 号）に規定する」とする。

治センターに関することは、
改正前の米原市市民自治セ
ンター設置条例に規定する
市民自治センターに関する
ものとして読み替えて適用
する規定の追加